

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年9月26日
【事業年度】	第31期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
【会社名】	エルミック・ウェスコム株式会社
【英訳名】	ELMIC WESCOM, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嶋内 敏博
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市中区太田町六丁目84番地2
【電話番号】	045-650-4500
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画担当 安藤 貴三男
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市中区太田町六丁目84番地2
【電話番号】	045-650-4500
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画担当 安藤 貴三男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月26日に提出いたしました第31期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

2【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

（1）～（7）<省略>

（8）取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは職務を遂行するにあたり取締役及び監査役がその能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

（9）<省略>

（訂正後）

（1）～（7）<省略>

（8）取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）、監査役（監査役であった者を含む。）及び会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは職務を遂行するにあたり取締役、監査役及び会計監査人がその能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

（9）<省略>

以上